

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	食糧増産援助に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	1,500,000千円 H15.2.5まで	H14.2.6 マニラで (同日)	日本側 荒義尚在フィリピ ン大使 フィリピン側 テオファニス ・T・ギンゴナ副大統領 兼外務長官	H14.8.26 371号
フィリピン	第二次地震・火山観測網整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	第二次地震・火山観測網整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 地方都市水質改善計画を実施するために必要な役務の供与 1. 浄水施設及び関連施設の建設及び改修に必要な役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の運営指導に必要な役務の供与	709,000千円 H15.3.14まで	H14.3.15 マニラで (同日)	日本側 荒義尚在フィリピ ン大使 フィリピン側 テオファニス ・T・ギンゴナ副大統領 兼外務長官	H14.12.19 442号
フィリピン	地方都市水質改善計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	地方都市水質改善計画を実施するために必要な役務の供与 1. 浄水施設及び関連施設の建設及び改修に必要な役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1の施設の運営指導に必要な役務の供与	795,000千円 H15.3.31まで	H14.6.26 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 テオファニス ・T・ギンゴナ副大統領 兼外務長官	H15.7.2 208号
フィリピン	北部ルソン地方道路橋梁 ^架 建設計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	北部ルソン地方道路橋梁 ^架 建設計画を実施するために必要な役務の供与 1. 北部ルソン地方道路橋梁 ^架 の建設に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,664,000千円 (H14年度 729,000千円) H15.3.31まで (H15年度 935,000千円) H16.3.31まで	H14.6.26 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 テオファニス ・T・ギンゴナ副大統領 兼外務長官	H15.7.2 209号
フィリピン	第二次地震・火山観測網整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	第二次地震・火山観測網整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	910,000千円 H15.3.31まで	H14.6.26 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 テオファニス ・T・ギンゴナ副大統領 兼外務長官	H15.7.2 210号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の供与 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での観学に必要な経費の供与	206,000千円 H15.1.19まで	H14.11.20 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 テオファニス ・T・ギンゴナ副大統領 兼外務長官	H15.10.2 364号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

フィリピンとの無償資金協力取極一覧

フィリピンとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
フィリピン	第六次教育施設拡充計画のため の贈与に関する日本国政府とフ ィリピン共和国政府との間の交 換公文	第六次教育施設拡充計画を実施するために必要な生 産物及び付属施設を建設するために必要な生産 物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2の施設及び機械の維持・管理指導に必 要な役務の供与	711,000千円 H15.11.19まで	H14.11.20 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 プラス・オ ブレ外務長官	H15.10.2 365号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフ ィリピン共和国政府との間の交換 公文	フィリピンの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むフィリピンの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の間で合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	1,500,000千円 -----	H14.12.4 東京で (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 ドミンゴ・ シ・シアンソン駐日フィリ ピン大使	H16.1.28 31号
フィリピン	麻薬抑制計画のための贈与に関 する日本国政府とフィリピン共 和国政府との間の交換公文	麻薬抑制計画を実施するために必要な 1. 機械及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	881,000千円 H16.3.27まで	H15.3.28 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 プラス・オ ブレ外務長官	H16.6.18 288号
フィリピン	指紋自動識別システム整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とフィリピン共和国政府との 間の交換公文	指紋自動識別システム整備計画を実施するために必 要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の機械の操作指導に必要な役務の供与 4. 上記1の機械の維持・管理指導に必要な役務の供与	975,000千円 H16.3.31まで	H15.6.30 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 プラス・オ ブレ外務長官	H16.6.30 302号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピ ン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与 第六次教育施設拡充計画を実施するために必要な生 産物及び役務の供与 1. 学校校舎及び附属施設を建設するために必要な生 産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2の施設及び機械の維持・管理指導に必 要な役務の供与	64,000千円 H16.3.31まで	H15.6.30 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 プラス・オ ブレ外務長官	H16.8.10 437号
フィリピン	第六次教育施設拡充計画のため の贈与に関する日本国政府とフ ィリピン共和国政府との間の交 換公文	第六次教育施設拡充計画のため の贈与に関する日本国政府とフ ィリピン共和国政府との間の交 換公文	947,000千円 H16.3.31まで	H15.8.8 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィ リピン大使 フィリピン側 プラス・オ ブレ外務長官	H16.5.6 173号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇・△・□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
フィリピン	カザン灌漑施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	カザン灌漑施設の改修に必要な生産物及び役務の供与 1. 灌漑施設及びその掘付けに必要な役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	906,000千円 H16.3.31まで	H15.8.8 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィリピン大使 フィリピン側 プラス・オフレ外務長官	H16.5.6 174号
フィリピン	地方都市水質改善計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	地方都市水質改善計画を実施するために必要な浄水施設及び関連施設の建設及び改修に必要な役務の供与 1. 浄水施設及び関連施設の建設及び改修に必要な役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営指導に必要な役務の供与	739,000千円 H16.3.31まで	H15.8.8 マニラで (同日)	日本側 高野幸二郎在フィリピン大使 フィリピン側 プラス・オフレ外務長官	H16.5.6 175号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

フィリピンとの無償資金協力取極一覧